

山武市松尾地域学童クラブ 指定管理者募集要項

令和7年8月

山 武 市

教 育 部 子 ど も 教 育 課

目 次

1. 施設の概要	2
2. 指定管理者が行う業務の範囲	2
3. 指定管理者が行う管理の基準	3
4. 申請の資格	3
5. 指定の期間	4
6. 指定管理料の支払い方法等	4
7. 提出書類	4
8. 申請書提出先及び提出受付期間	5
9. 申請に要する経費	5
10. 候補者の選定方法	5
11. 無効または失格	6
12. 選定手続	6
13. 選定結果の公表	7
14. 指定管理者の決定等	7
15. 協定の締結	7
16. 履行責任に関する事項	7
17. 留意事項	8
18. モニタリングの実施	8
19. その他	8
20. 全体スケジュール	8
21. 資料等	9
22. 問合せ先	9

様式

山武市松尾地域学童クラブ指定管理者指定申請書【様式1】	10
山武市松尾地域学童クラブ指定管理者事業計画書【様式2】	11
山武市松尾地域学童クラブ管理業務収支予算書【様式3-1】	15
山武市松尾地域学童クラブ管理業務収支予算書【様式3-2】	16
山武市松尾地域学童クラブ指定管理者組織体制及び職員構成表【様式4】	17
申立書【様式5】	18
誓約書【様式6】	19

山武市松尾地域学童クラブ指定管理者募集要項

山武市では、山武市松尾地域学童クラブ（以下「松尾地域学童クラブ」という。）の管理について、その設置目的をより効果的に達成するため指定管理者制度を導入します。指定管理者の手続き等に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、山武市学童クラブ条例（平成 24 年山武市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 5 条及び山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年山武市条例第 15 号。以下「指定手続条例」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとします。

1 施設の概要

名 称	山武市松尾学童クラブ	山武市大平学童クラブ
所在地	山武市松尾町松尾 40 番地 2	山武市松尾町広根 1145 番地
施設の状況	別紙 1（1）のとおりです。	別紙 1（2）のとおりです。
施設面積	292.39 m ²	125.83 m ²
設置状況	市の所有する敷地内	市の所有する敷地内
建物構造	木造一部鉄骨 平屋建て	軽量鉄骨平屋建て
建物床面積	松尾公民館 1549.9 m ² (内松尾学童クラブ 292.39 m ²)	119.08 m ²
建物の所有状況	市所有	市所有
建物内の配置	別紙 2（1）のとおりです。	別紙 2（2）のとおりです。
定員	60 名	35 名
設置目的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。	
供用開始	平成 27 年 10 月 1 日	平成 16 年 5 月 1 日
施設の利用実績等	別紙 3－1（1）のとおりです。	別紙 3－1（2）のとおりです。
事業収支の状況	別紙 3－2（1）のとおりです。	別紙 3－2（2）のとおりです。

2 指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の範囲

- （1）放課後児童健全育成事業の実施に関する業務
- （2）条例第 9 条から第 11 条までに規定する利用手続、利用制限、利用許可の取消しに関する業務
- （3）条例第 12 条から第 15 条までに規定する利用料金の収納、還付、減免に関する業務

る業務

- (4) 条例第 16 条に規定する届出の受理に関する業務
- (5) 松尾地域学童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他市の指定する業務(詳細は別紙「山武市松尾地域学童クラブ業務仕様書」のとおりです。)

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 本業務の実施にあたっては、施設の設置目的を十分理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することによって、良質な保育の提供、サービスの向上に努めること。
- (2) 公の施設としての公共性、公平性を尊重し、施設の管理運営を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、条例、同施行規則、山武市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年山武市条例第 14 号)及び関係法令の定めに従うほか、基本協定、仕様書、事業計画及び年度事業計画並びに市が必要に応じて指示する事項を順守すること。

4 申請の資格

申請できる団体は、次に掲げる条件のすべてを満たす法人とする。

- (1) 千葉県内に主たる事務所又は事業所を置き、児童福祉に一定の理解及び経験を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、本市の一般競争入札に参加することが出来ない者
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生手続きを行っている者
 - ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 2 年を経過しない者
 - ④ 市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
 - ⑤ 市長、副市長、地方自治法第 180 条の 5 の規定により市に設置する委員会の委員又は議員が市に対して主として指定管理者の業務及び請負をする法人等の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべきもの及び支配人である法人(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。)
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法等については、次のとおりとします。

(1) 指定管理料の額

指定管理者に支払う指定管理料の上限額は、以下のとおりです。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
28,799,631 円	30,945,889 円	33,197,539 円	34,746,085 円	36,489,546 円

(2) 支払回数

指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに年度協定書に基づき、前金払いでの支払いとなります。原則として、年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）に分割して支払います。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 提出書類

- ① 山武市松尾地域学童クラブ指定管理者指定申請書（山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 18 年山武市規則第 16 号）第 1 号様式）【様式 1】
- ② 山武市松尾地域学童クラブ指定管理者事業計画書【様式 2】
- ③ 法人等の定款、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人等の役員名簿（法人等にあつては、当該法人の登記事項証明書）
- ⑤ 山武市松尾地域学童クラブ管理業務収支予算書【様式 3－1】【様式 3－2】
- ⑥ 山武市松尾地域学童クラブ組織体制及び職員構成表【様式 4】
- ⑦ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- ⑧ 納税を証する書類
（市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書）
※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書【様式 5】を提出してください。
- ⑨ 誓約書【様式 6】

- (2) 提出部数 正本 1 部、副本 10 部（副本は複写可）の計 11 部（A4 版サイズとする。）とし、ファイル等に綴じて提出してください。

なお、提出書類の①から⑨を番号順に左綴じして、項目ごとに見出しをつけてください。

8 申請書提出先及び提出受付期間

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月11日（木）までとする。

(2) 提出書類

提出書類の種類、部数については、「7 提出書類」のとおりです。

(3) 提出方法

〒289-1324 千葉県山武市殿台 279 番地 1

山武市教育委員会子ども教育課 指導室

へ郵送又は持参してください。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時00分（正午から午後1時の間は除く。）までとします。

郵送の場合は「書留郵便」により、令和7年9月11日（木）午後5時まで必着とします。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

(4) 注意事項

質問事項については8月8日（金）から8月22日（金）まで受付します。

回答については、申請書を提出いただいたすべての法人へ回答いたします。

申請書の提出後は、提出書類の記入内容は変更できません。

9 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

10 候補者の選定方法

(1) 山武市公の施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、次の選定基準に照らし総合的に審査し、指定管理の候補者として選定します。

(2) 審査基準

選定基準	審査項目
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（指定手続条例第4条第1項第1号）	・管理運営に関する基本方針について ・施設利用者に対する公平性の確保等に関する考え方と取組みについて ・心身に障害のある児童等に対する施設利用上の配慮について ・サービス向上のための取組みについて

公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。(指定手続条例第4条第1項第2号)	・施設の設置目的の理解について ・利用者拡大の取り組みについて ・自主事業を含めた独創的な企画について ・トラブルや苦情処理の体制について
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。(指定手続条例第4条第1項第3号)	・経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫について ・収入、支出の積算と事業計画との整合性について ・経費の削減によるサービスの低下について ・市が想定した予算以内か
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(指定手続条例第4条第1項第4号)	・施設の管理運営に必要な職員体制や研修体制について ・緊急時（災害、犯罪等）の対応等の危機管理体制や個人情報保護の体制について ・団体の安定性、継続性について
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。(指定手続条例第4条第1項第6号)	・保護者の就労及び子育ての支援に貢献する事業の提案について ・地域社会との協働や連携についての積極的な対応について

1.1 無効または失格

本要項中に記載しているほか、次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

1.2 選定手続

(1) 書類審査

提出書類の受領後、申請の資格及び提出書類の内容等の形式的な審査を行います。

(2) 選定委員会の開催

令和 7 年 10 月頃に実施します。

書類審査を通過した申請者からの提出書類について、選定委員会が「10 候補者の選定方法」により審査を行います。なお、申請者には、選定委員会に対して、直接、プレゼンテーションを行っていただきます。

1 3 選定結果の公表

選定結果については、文書で通知するとともに市のホームページで公表します。

1 4 指定管理者の決定等

- (1) 指定管理候補者に選定された申請者は、山武市議会の議決後に指定管理者に指定されます。
- (2) 指定管理者の指定の結果については、山武市議会の議決後に指定管理者に文書で通知するとともに、山武市のホームページ等で公表します。

1 5 協定の締結

(1) 仮協定

指定管理者の候補者が決定した後、速やかに市と指定管理者の候補者との間で仮協定を締結します。

なお、仮協定は後述の基本協定の内容とします。

(2) 基本協定の締結

仮協定には、指定管理者の指定の議案が議会において可決されたときに有効となる旨を明記します。したがって、議会の議決により基本協定が有効となります。

(3) 年度協定の締結

指定期間のうち、1 年目の年度協定については、本業務を開始する前までに締結し、2 年目以降における毎年度の詳細な事業計画については、予算編成までに指定管理者と市が協議し、3 月 31 日までに年度協定を締結します。

1 6 履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、松尾地域学童クラブの施設や設備（以下「施設等」という。）及び利用者の被災に対し、第 1 次責任を有することとし、施設等又は利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに山武市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として本業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに山武市に報告しなければなりません。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定を締結する際に定めることとします。

17 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「4 申請の資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確認できないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「4 申請の資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じることが出来るものとします。

18 モニタリングの実施

指定管理者は、当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に従うこととします。

19 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

20 全体スケジュール

- (1) 申請書の受付
令和7年8月8日から令和7年9月11日まで
- (2) 選定結果の通知
令和7年10月(予定)
- (3) 仮協定の締結
令和7年11月(予定)
- (4) 指定議案の議決
令和7年12月議会
- (5) 指定の通知
令和7年12月議会の議決後
- (6) 年度協定の締結
令和8年3月下旬
- (7) 本業務の開始

令和 8 年 4 月 1 日から

2 1 資料等（別添）

- （１）別紙 1（配置図）
- （２）別紙 2（平面図）
- （３）別紙 3－1（施設の利用実績等）
- （４）別紙 3－2（事業収支の状況）
- （５）山武市松尾地域学童クラブ業務仕様書

2 2 問合せ先

〒289-1324 千葉県山武市殿台 279 番地 1
山武市教育委員会子ども教育課 指導室
電話 0475-80-1455
Fax 0475-80-1400
E-mail : kodomokyoiku@city.sammu.lg.jp

様式 1

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日 山武市長 松 下 浩 明 様 所在地 申請者 団体名 代表者の氏名 電話番号 次のとおり、指定管理者の指定を受けたいので山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により申請します。	
管理を行おうとする 施設等の名称	山武市松尾地域学童クラブ
添 付 書 類	☐ 管理を行う公の施設の事業計画書 ☐ 管理に係る収支計画書 ☐ 指定申請者の経営状況を説明する書類 ☐ 山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 施行規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類
備 考	

山武市松尾地域学童クラブ指定管理者事業計画書

申請者（団体）名 _____

※要項、仕様書等を参照し、指定期間である 5 年間を通じた事業計画を提案してください。

※既存の資料等がある場合は本事業計画書に添付しても構いませんが、事業計画書の各項目内容欄にその旨を記載してください。

項 目	内 容
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	(1)管理運営に関する基本方針について ＊市の学童クラブでは、学童保育事業の実施にあたり、利用児童の放課後等における遊び及び生活の場を提供し、児童の育成を図ることを目的としています。 また、保護者が就労等で児童の監護を行えない間、児童の安全を確保することにより、保護者の就労支援及び子育て支援を図りたいと考えています。 今後の学童クラブの管理運営を行うにあたっての経営理念、取組みの内容について記載してください。
	(2)施設利用者に対する公平性の確保等に関する考え方と取組みについて ＊公の施設として、一部の住民等に対して、不当に利用を優遇又は制限するようなことがないようにするための考え方や取組み等について記載してください。
	(3)心身に障害のある児童等に対する施設利用上の配慮について ＊心身に障害のある児童等、健常児と比較して特別な配慮を要する児童の受入れにあたって、受入れの基本的な考え方、受入体制及び保育内容等について記載してください。
	(4)サービス向上のための取組みについて ＊施設の管理運営全般を通じて、どのように利用者サービスの向上に取り組むか記載してください。

2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	(1)施設の設置目的の理解について ＊学童保育事業を実施するにあたっての基本的な考え方を記載してください。
	(2)利用者拡大の取り組みについて ＊施設の利用拡大についてどのように取組むか記載してください。
	(3)自主事業を含めた独創的な企画について ＊指定管理者として、施設において自主事業も含めて、展開しようとしている独創的な企画があるか。その考えと具体的取組みについて記載してください。
	(4)トラブルや苦情処理の体制について ＊施設の管理運営においてトラブルや苦情発生を最小限にとどめるための方策及び発生した場合の対応について記載してください。
3. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。	(1)経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫について ＊経費を縮減させるための方策及び効率的な管理運営をおこなうための方針や取組みの内容について記載してください。
	(2)収入、支出の積算と事業計画との整合性について ＊5か年の事業計画を作成するにあたり、事業の収入及び支出の積算を適切におこなったうえで、収支予算書を作成し、事業計画との整合性について要点を記載してください。

(3)経費の削減によるサービスの低下について

※保育サービスの質の確保について、基本的な考えを記載してください。又、経費の削減を行うことでサービスを縮小する事項などがあれば記載してください。

(4)市が想定した予算以内か

※指定管理料を提示してください。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度

4. 公の施設の
管理を安定し
て行う人員、
資産その他の
経営の規模及
び能力を有し
ており、又は
確保できる見
込みがあるこ
と。

(1)施設の管理運営に必要な職員体制や研修体制について

※管理運営にあたっての職員配置、人材確保についての基本的な考えや職員の育成・研修の計画等について記載してください。

(2)緊急時（災害、犯罪等）の対応等の危機管理体制や個人情報保護の体制について

※緊急時の児童の安全を確保するための対応方法や危機管理体制及び個人情報を保護するための体制について記載してください。

(3)団体の安定性、継続性について

※学童保育事業を安定的、継続的にこなっていくための方策等について記載してください。
また、貴団体の財政状況について、特に記載すべき事項があれば記載してください。

5. その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	(1)保護者の就労及び子育て支援に貢献する事業の提案について ＊保護者の就労支援や子育て支援に貢献する事業の提案について記載してください。
	(2) 地域社会との協働や連携についての積極的な対応について ＊学童保育事業の実施にあたっては、保護者、小学校、地域住民や関係団体との協働・連携が必要となってくるが、その取組み内容について記載してください。

山武市松尾地域学童クラブ管理業務収支予算書

申請者（団体）名 _____

(1) 指定管理者支出

(指定期間合計)

項目区分	積算金額（円）	内 容
人件費等		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
役務費		
保険料		
委託料		
備品購入費		
〇〇〇		
一般管理費等		
合 計		

※指定期間 5 年間の収支計画の見込を記載すること。

※すべてについて、積算の根拠を明記すること。（任意様式で作成したものを添付可）

※項目区分は例示です。追加すべき項目があれば、適宜追加すること。

(2) 指定管理者収入

項目区分	積算金額（円）	内 容
利用料金		
その他		
合 計		

(3) 収支差引

支出合計	
収入合計	
差 引	

※差引額は、「6 指定管理料の支払方法等」の指定管理料の合計額以内とすること。

山武市松尾地域学童クラブ管理業務収支予算書

申請者（団体）名 _____

(1) 指定管理者支出

(令和 年度)

項目区分	積算金額（円/年）	内 容
人件費等		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
役務費		
保険料		
委託料		
備品購入費		
〇〇〇		
一般管理費等		
合 計		

※指定期間 5 年間の年度ごとの収支計画の見込を記載すること。

※すべてについて、積算の根拠を明記すること。（任意様式で作成したものを添付可）

※項目区分は例示です。追加すべき項目があれば、適宜追加すること。

(2) 指定管理者収入

項目区分	積算金額（円/年）	内 容
利用料金		
その他		
合 計		

(3) 収支差引

支出合計	
収入合計	
差 引	

※差引額は、「6 指定管理料の支払方法等」の各年度の指定管理料以内とすること

様式 4

山武市松尾地域学童クラブ組織体制及び職員構成表

申請者（団体）名 _____

1 職員等数 区 分		人 員	主な業務内容
総人員数 (A) ～ (E) 計		人	
正 職 員	主任支援員 (A)	人	
	支援員 (B)		
	補助員 (C)	人	
	事務員 (D)	人	
臨 時 職 員 (E)		人	

2 勤務体制

区 分	時間帯	常勤者数	左 記 の 内 訳				
			管理責任者	()	()	()	()
曜日	～						
	～						
	～						
曜日	～						
	～						
	～						
曜日	～						
	～						
	～						
曜日	～						
	～						
	～						

※「区分」「時間帯」の欄等は、必要に応じて追加してください。

※常勤者の内訳における（ ）内には、有資格者等を記載してください。

様式 5

申 立 書

令和 年 月 日

山武市長 松 下 浩 明 様

所在地 _____

団体名 _____

代表者職氏名 _____

山武市松尾地域学童クラブ指定管理者要項「7 提出書類」について、次のとおり申立てます。

当団体は、

- ☐ 市税の納税義務がありません。
- ☐ 法人税の納税義務がありません。
- ☐ 消費税及び地方消費税の納税義務がありません。

※該当する項目の□欄にチェック（レ点）を記入してください。

様式 6

誓 約 書

令和 年 月 日

山武市長 松 下 浩 明 様

所在地 _____

団体名 _____

代表者職氏名 _____

山武市松尾地域学童クラブの指定管理者の指定の申請に当たり、下記事項について誓約します。

また、下記事項について疑義が生じた場合は、市長の指示に従って、資格要件等に関する書類を速やかに市長に提出すること及び市長が必要な確認、調査その他情報収集を行うことに同意します。

記

- 1 申請書その他の提出書類のすべての記載事項は、事実と相違しないこと。
- 2 山武市松尾地域学童クラブ指定管理者募集要項「4 申請の資格」に掲げる条件を満たしていること。